

山形市立蔵王第一小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年2月27日

1 はじめに

いじめとは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめは、どの学校・どの学級でもおこりうるもの」という認識をもち、全校児童が「いじめのない学校生活」をおくれるように、この基本方針を作成し、以下の基本姿勢を全職員で共有するとともに、校内研修等で互いに学び合う。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 教職員による指導

- ・校内研修や職員会議での共通理解
- ・全校集会や学活などでの雰囲気醸成
- ・授業改善を図り、授業についていけない焦りや劣等感等、過度なストレスを減らす。
- ・教職員の言動に気をつける。（いじめを助長しない）

(2) 児童に培う力とその取り組み

<豊かな心を育む教育課程>

- ①仲間と心を通わせる機会の充実
 - ・たてわり活動（なかよし班活動）
- ②子どもが主体の学校行事
- ③心を育てる活動の充実
 - ・朝読書、道徳、ボランティア、福祉・環境等
- ④子どもと語る会

<豊かな心を育む授業づくり>

- ①多様な考え方を認め合う授業
 - ②相手意識を持って表現し合う授業
 - ③交流する楽しさを味わう授業
 - ④子ども一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導
- ※授業交換や教科担任等を取り入れ、複数の目で子どもを見る

(3) いじめ防止のための組織（法22：必置）と具体的な取り組み

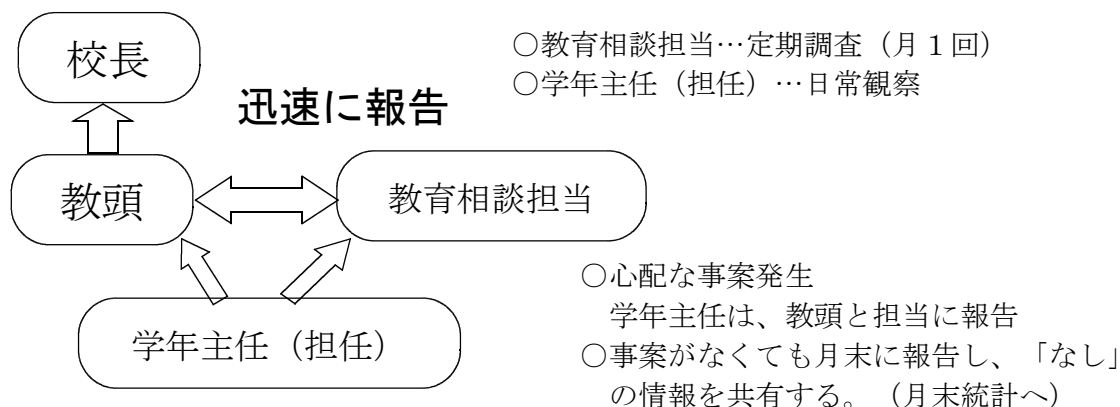
- ①いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記の関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。

○校内職員：校長，教頭，教務主任，各学年主任，生徒指導主任，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー

※必要に応じて校外関係者：PTA代表，学校医等

② 具体的活動

A：情報収集



B：情報共有 …

- 定期の会議（学期1回）
「子どもを語る会」と合わせて
- 臨時の会議（緊急性の高い事案）
※毎週の職員打ち合わせで共通理解する場合もある。

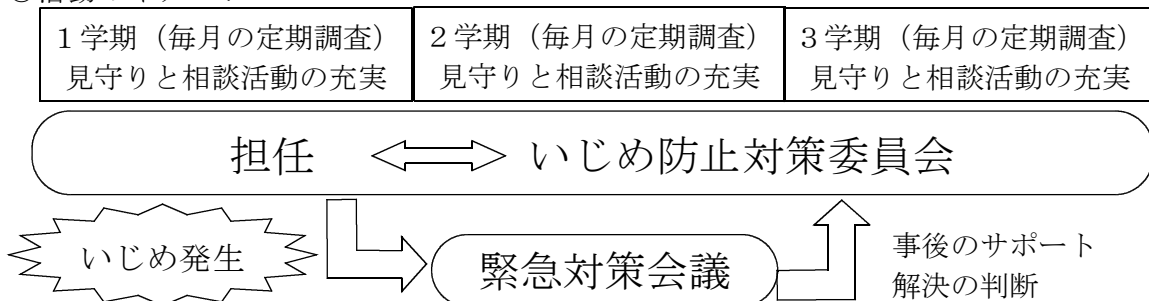
C：サポート …

- 日常の相談活動と解決への指導

③ 「いじめ防止対策委員会」と「緊急対策会議」の関係

- 構成：「緊急対策会議」のメンバーは「いじめ防止対策委員会」のメンバーの中で構成する。（どちらも教頭の指揮のもとに置く。）

○活動のイメージ



(4) 児童の主体的な取り組み

児童会活動を通して「いじめ撲滅」を呼びかける

「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」
「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考えは誤りであることややさしい嫌がらせや意地悪であってもしつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることもいじめであることを学ぶ。（教師主導になりすぎないこと）

(5) 家庭との連携

- ① 学年・学級懇談会、家庭訪問、学校（学年）だより等を通じて「蔵王一小いじめ防止基本方針」について理解を得る。
- ② 学校・保護者・地域がネットいじめを含めたいじめ問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ①日頃から教師（担任）と児童の信頼関係づくりに努める。（弱音を吐ける関係）
- ②子どものサイン（小さな変化）を見逃さない。

- 集団から離れて一人である時→声かけ
- 上履き、学用品、掲示物等にいたずら→すぐに原因追及
- 不平等な行為（掃除、給食、遊び等）→見逃さない
- 特定の児童への乱暴な言葉、不自然な反応や行為（笑い、机を離す等）
→毅然とした態度
- 子どもの変化（キズやあざ、服装の乱れ、休みがち、体調不良、保健室への来室、忘れ物、成績低下等）→話を聞く

・ 日記、個人面談や家庭訪問等からの情報

- ③教員相互の情報交換・共有を積極的に進める。
- ④1ヶ月に一度の無記名式アンケート調査、学期に1度の「子どもと語る会」を実施する。

(2) 相談窓口などの組織体制

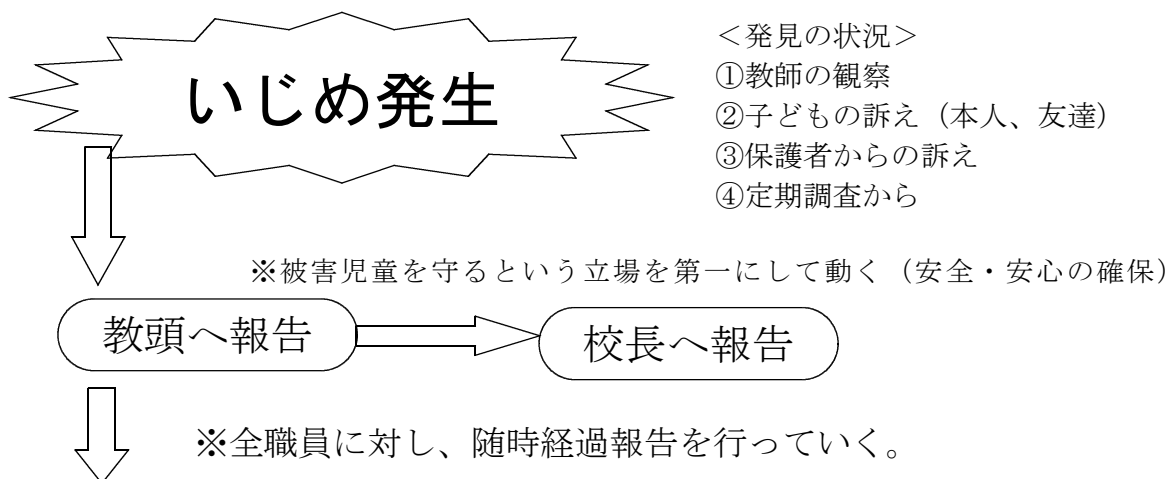
- ①年度末に相談体制の見直しを行う。
- ②保護者・児童にスクールカウンセラーの周知を図る
- ③個人情報の取り扱いに気をつける。
- ④相談に来た児童に対してイライラした態度を見せない。
- ⑤相談内容について軽重をつけず、児童の立場になり真摯に対応する。

(3) 地域や家庭との連携

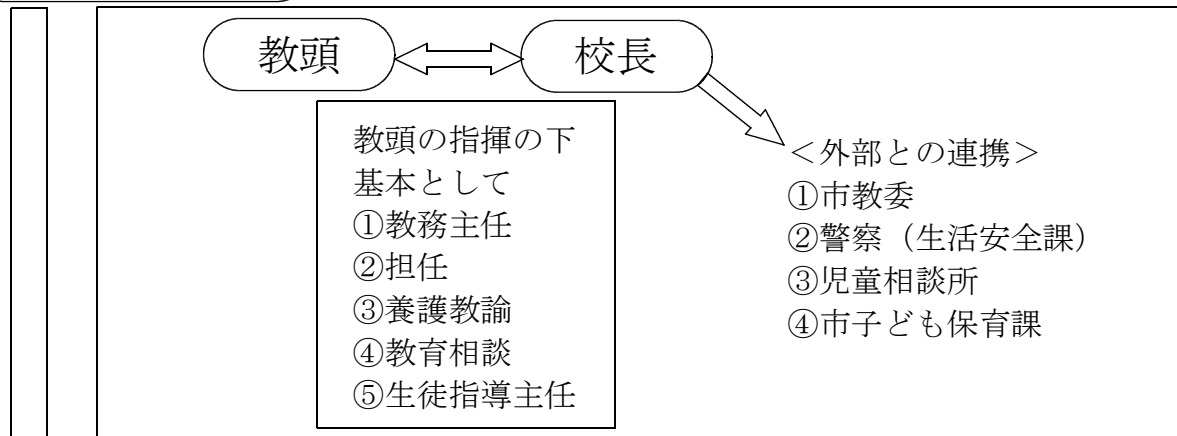
- ①保護者や地域との信頼関係づくりに努め、連携・協働する体制を構築する。
- ②PTA 諸会議、学校保健委員会、学校評価（保護者調査）等での情報収集

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

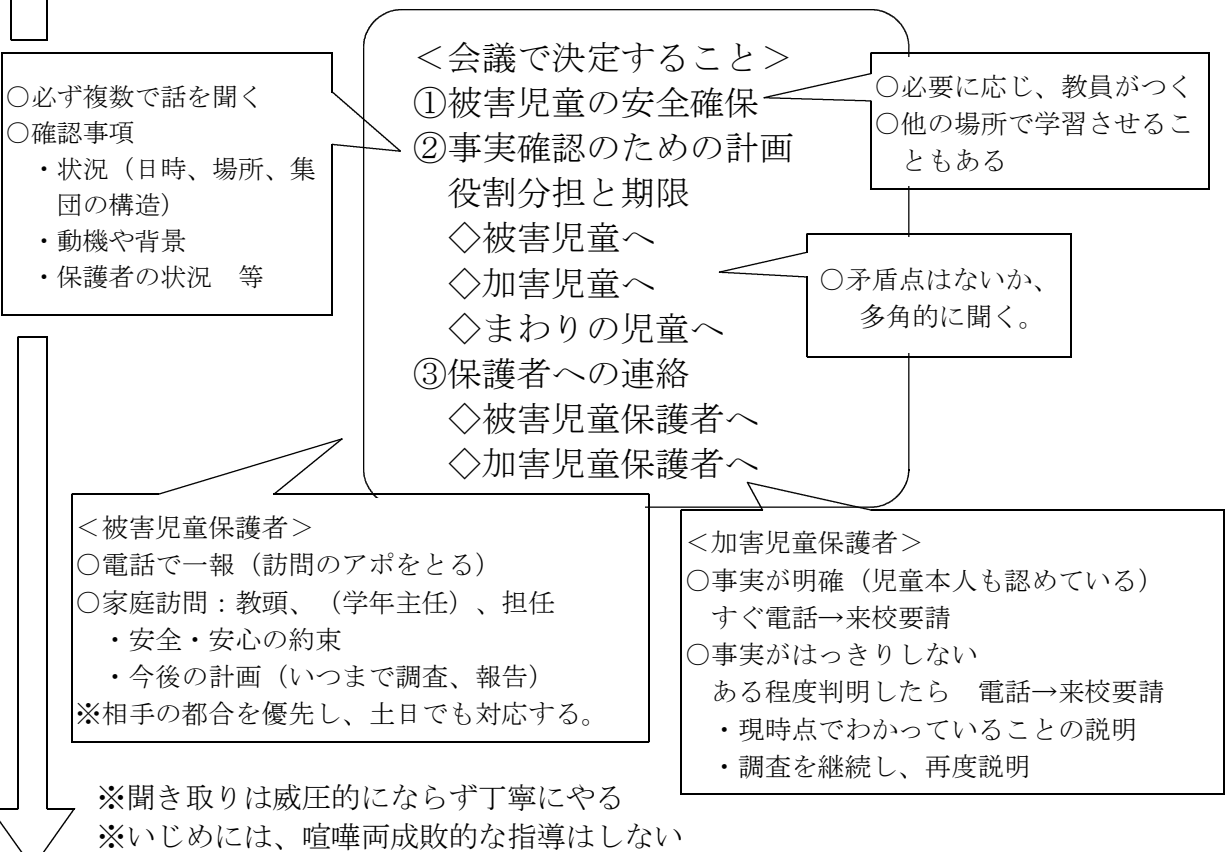
「いじめ防止対策委員会」による定期的・日常的な活動



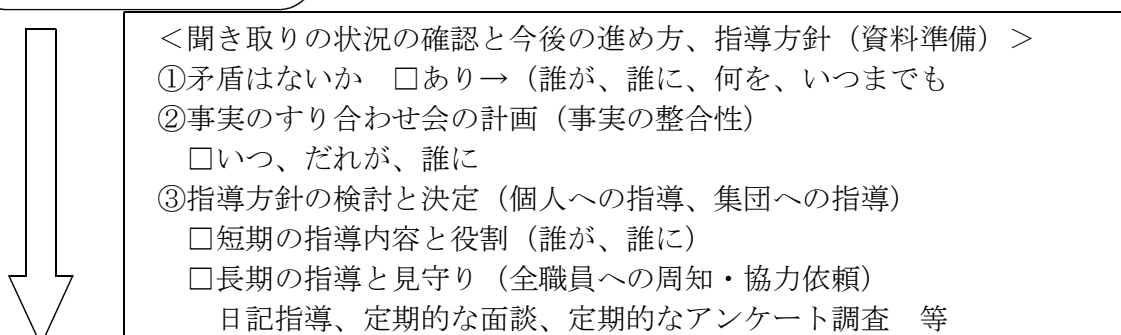
緊急対策会議①



□資料項目 ①日時②被害児童③課外児童④内容・状況等



緊急対策会議②



被害児童、加害児童への事実確認

※必要に応じて再調査



※事実確認ができれば次の段階へ進む。

保護者への説明

- ①被害児童保護者（家庭訪問）
校長、担任、（学年主任）
○謝罪と事実説明
○安全・安心確保の約束
○加害児童との保護者会について等

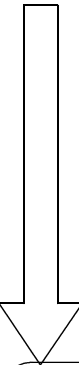
- ②加害児童保護者（学校で保護者会）
校長、教頭、学年主任、担任
※複数で説明する
○事実説明
○指導方針
○謝罪について



謝罪会の実施（基本は親子同席）…関係児童全員を育てる



「いじめ防止対策委員会」による経過観察確認会議（資料準備）



- ①児童の様子
 いじめのサインはないか
 交友関係はどうか
 意欲的な学校生活を送っているか 等
- ②保護者の様子
家庭との定期的な連絡から
 家庭での子どもの様子
 保護者の意識 等

「いじめ防止対策委員会」によるいじめ解決の判断

<ネットいじめ対応>

- ネット上の不適切な書き込みについては削除措置をとる
※必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める
- 市教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施する
※法務局・地方法務局の人権侵害情報に関する相談受付等についても周知を図る
- 校内における情報モラル教育、更に教員・保護者のネット犯罪についての研修会を持つなど、情報の共有化を図る

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28①：必置）と調査の実態

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処や発生を防止するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大とされるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

- 「いじめ防止対策委員会」を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。
- ※具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会の指示を仰ぐ。
- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、「4 いじめに対する措置」参照

(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他必要な情報等について、素早く山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ①『心のアンケート』実施。それを受けた「子どもと語る会」を通し、児童の心の声を拾い上げ、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

②担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携により、教育相談体制を機能させる。

③具体的な計画は、学校運営計画による。

(2) 生徒指導体制と活動計画

①児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。

②指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

③具体的な計画は学校運営計画による。

7 校内研修

(1) いじめ理解、組織的な対応、指導記録の生かし方などに関する研修計画

①いじめを始めとする生徒指導上の諸問題について研修し、共通認識を図る。

②道徳の授業の充実、生徒指導の機能を生かした授業づくりについて研修を深める。

8 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

○学校評価において、その目的をふまえて、いじめの問題を取り扱う。評価の結果をふまえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

○学年・学級懇談会や学校便り等において、いじめに係る学校の基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 学校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル

○いじめ防止に対する取り組みを、児童の視点で客観的に振り返り、改善を図る。

9 その他

(1) 校務の効率化

○教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を図る。